

案内

ひろしまけんこうこうせいとうしょうがくきゅうふきん せいど 「広島県高校生等奨学給付金」制度を

かつよう 活用しませんか

ポイント①

きょうかしょひ きょうざいひ じゅぎょうりょういがい きょういくひ しえん せいど
教科書費、教材費など **授業料以外の教育費** を支援する制度です。

ポイント②

かえ ひつよう きゅうふきん
返す必要のない給付金 です。

ポイント③

せいかつほ ごじゅきゅうせたい じゅうみんぜいひ かぜいせたいとう たいしょう
生活保護受給世帯、住民税非課税世帯等が対象です。

※ 詳細は「2 給付対象者」を参照してください。

◆ 給付額

世帯区分	区分	給付金の額（年額）		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯	—	32,300 円	32,300 円	50,500 円
保護者等全員の住民税所得割額が非課税相当である世帯	1 人目	117,100 円	50,500 円	
	2 人目以降	143,700 円		

※ フレキシブル課程の平日登校コースは定時制に、通信教育コースは通信制に含まれます。

※ 家計急変の場合は、申込み月によって、給付額が変わります。



申請期限：令和5年7月31日（月）

※ 申請期限を過ぎた場合、給付金を受給できない場合があります。

Ⓐ 生活保護受給世帯、住民税非課税世帯

電子申請

I 申請方法

パソコンやスマートフォンから、**広島県電子申請システム**で申請

※ 紙での申請を希望する場合は、裏面お問合せ先に御連絡ください。

① **ホームページ** から
広島県電子申請システムへアクセス

広島県教育委員会 奨学給付金

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/06senior-2nd-syougakukyuuufukin.html>

QRコードからも
アクセスできます。



② 申請情報を入力して申請

広島県電子申請システム



《 パソコンやスマートフォンから申請できます 》

2 給付対象者

住民税所得割が課税されているが、**家計が急変した場合は、裏面参照**

【次の要件を全て満たす場合】

- ア 生活保護（生業扶助）受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯
- イ 生徒の保護者等が広島県内に在住している
- ウ 生徒が高等学校等就学支援金（又は学び直し支援金）の支給要件を満たしている
- エ 生徒が国公立高等学校等に在学している

「失職等で家計が急変して困った!」…そんな時は次の申請があります



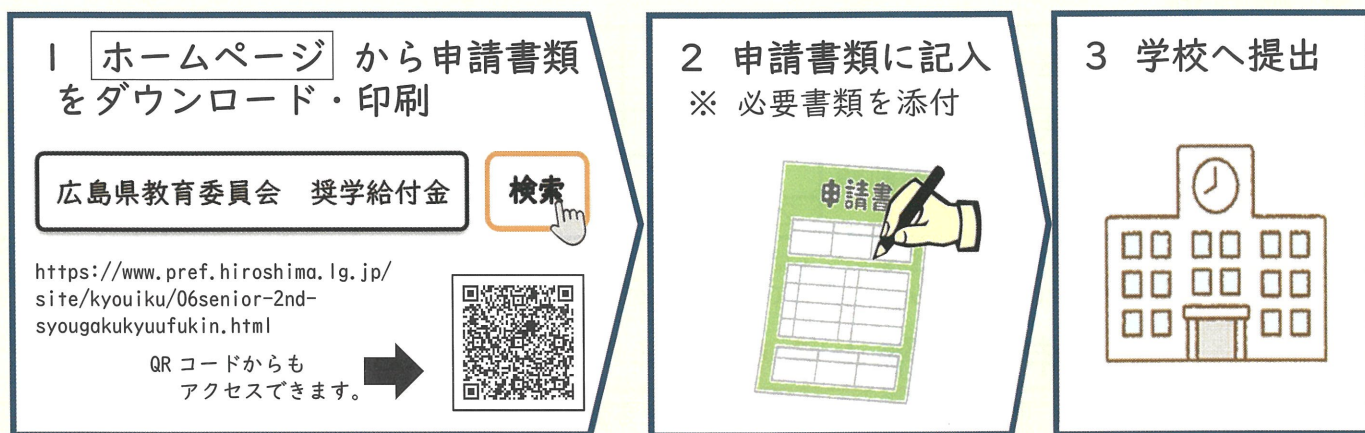
② 住民税所得割が課税されているが、
家計が急変して非課税相当となった世帯

紙申請

1 申請方法

広島県教育委員会のホームページから申請書類をダウンロード・印刷し、必要事項を記入の上、生徒が在学する学校へ提出してください。

※ 申請書類のダウンロード・印刷が難しい場合は、下記お問合せ先に御連絡ください。



2 給付対象者

① 2のイからエの要件を満たし、保護者等の失職・倒産、死亡・離婚などの理由で収入が減少し、向こう1年間の収入見込みが非課税相当となった場合

【家計急変の基準（目安）】

世帯人数	向こう1年間の収入見込み
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満

◎ 申請受付後の流れ

- ・ 奨学給付金の申請後、県教育委員会において審査します。
- ・ 審査完了後、奨学給付金の支給又は不支給の決定結果を通知します。
(支給決定となった場合、支給予定日を併せてお知らせします。)

— お問合せ先 —



ひろしまけん きょういくいんかい じむきょく まなびのへんかく すいしんぶ きょういくしえんすいしんか しゅうがくしえんかかり
広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 就学支援係

電話：082-222-3015 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

メールアドレス：kyuishinkou@pref.hiroshima.jp

※ メールでお問合せの場合、件名を「奨学給付金」とし、本文に「学校名」及び「生徒氏名」を記入してください。

※ 私立高校の場合は、在学する学校に問合せってください。